

# 犬山市地域防災計画の修正案の要旨

## I 犬山市地域防災計画の修正の根拠

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第 16 条）

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。（災害対策基本法第 42 条）

## II 主な修正内容

### 1. 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和 6 年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準※を取り入れた「避難生活における良好な生活環境確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

主な修正事項は以下のとおり。

※スフィア基準：難民キャンプで劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

#### (1) 生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

#### (2) トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

#### (3) 食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

#### (4) 生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努めること等

#### (5) 在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方法の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

#### <修正箇所>

■風水害等対策編	第 2 編	第 1 0 章	第 1 節	避難所の指定・整備等
	第 3 編	第 6 章	第 2 節	防疫・保健衛生
	第 3 編	第 9 章	第 1 節	避難所の開設・運営
■地震災害対策編	第 2 編	第 8 章	第 1 節	避難所の指定・整備等
	第 3 編	第 7 章	第 2 節	防疫・保健衛生
	第 3 編	第 1 0 章	第 1 節	避難所の開設・運営

#### <新旧対照表>

■風水害等対策編	p 6、7、8、9、14、15、16、17
■地震災害対策編	p 6、7、8、9、14、15、16、17

## 2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、県、市町村及び防災関係機関において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。

### <修正箇所>

- |          |     |      |                       |
|----------|-----|------|-----------------------|
| ■風水害等対策編 | 第2編 | 第8章  | 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 |
|          | 第2編 | 第10章 | 第1節 避難所の指定・整備等        |
| ■地震災害対策編 | 第2編 | 第6章  | 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 |
|          | 第3編 | 第8章  | 第1節 避難所の指定・整備等        |

### <新旧対照表>

- |          |               |
|----------|---------------|
| ■風水害等対策編 | p 4、5、6、7、8、9 |
| ■地震災害対策編 | p 4、5、6、7、8、9 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	
	<b>第1節 防災の基本理念</b>	<b>第1節 防災の基本理念</b>	
1-2-1	(略) また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、 <u>男女共同参画</u> その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	(略) また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、 <u>ジェンダー平等</u> その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	
	<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
1-3-6	(略) <b>3 指定地方行政機関</b> 中部地方整備局 (2)初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧( <u>追記</u> )その他災害応急対策に対する支援を行う。	(略) <b>3 指定地方行政機関</b> 中部地方整備局 (2)初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、 <u>給水支援</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																								
2-1-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市  自主防災組織</td> <td><u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) ネットワーク化の推進 2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業  県、市、商工団体等</td> <td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市  自主防災組織	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) ネットワーク化の推進 2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	企業  県、市、商工団体等	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>消防団</u>・自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市  自主防災組織</td> <td><u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) ネットワーク化の推進 2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業  県、市、商工団体等</td> <td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み	第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市  自主防災組織	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) ネットワーク化の推進 2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	企業  県、市、商工団体等	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み																									
第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市  自主防災組織	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) ネットワーク化の推進 2 地域の実情に応じた防災活動の実施																									
第3節 企業防災の促進	企業  県、市、商工団体等	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み																									
第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市  自主防災組織	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) ネットワーク化の推進 2 地域の実情に応じた防災活動の実施																									
第3節 企業防災の促進	企業  県、市、商工団体等	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備																									
	<p><b>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</b></p>	<p><b>第2節 <u>消防団</u>・自主防災組織の<u>育成強化</u>、ボランティアとの連携</b></p>																									
2-1-2	<p><b>1 市における措置</b> <u>(追記)</u></p> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) (3) 連携体制の確保 (略) (4) ネットワーク化の推進 (略)</p>	<p><b>1 市における措置</b> <u>(1) 消防団の充実強化</u> <u>県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> (2) 自主防災組織の推進 (略) (3) 防災ボランティア活動の支援 (略) (4) 連携体制の確保 (略) (5) ネットワーク化の推進 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																								
	<p><b>第2章 水害予防対策</b></p>	<p><b>第2章 水害予防対策</b></p>																									
	<p><b>第1節 河川防災対策</b></p>	<p><b>第1節 河川防災対策</b></p>																									
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																									

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-2-3	<p><b>3 関連調整事項</b></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p><b>3 関連調整事項</b></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p><u>また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。</u></p> <p>(4) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	
	<b>第6節 宅地造成 <u>(追記)</u> の規制誘導</b>	<b>第6節 宅地造成等の規制誘導</b>	
2-3-6	<p><b>県及び市における措置</b></p> <p>(1) <u>宅地造成工事規制区域</u></p> <p><u>県及び市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p>	<p><b>県及び市における措置</b></p> <p>(1) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u></p> <p><u>県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。</u></p> <p><u>県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p>	<p>令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正</p>
	<b>第5章 建築物等の安全化</b>	<b>第5章 建築物等の安全化</b>	
	<b>第1節 交通関係施設対策</b>	<b>第1節 交通関係施設対策</b>	
2-5-1	<p>(略)</p> <p><b>2 道路</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>2 道路</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u></p> <p><u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略)</p> <p>(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)</p>	<p><u>備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p>(4) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略)</p> <p>(5) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)</p>	
	<b>第4節 防災建造物整備対策</b>	<b>第4節 防災建造物整備対策</b>	
2-5-6	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) <b>公共建築物の不燃化</b> 公営住宅、<u>公団住宅</u>、学校、<u>病院</u>等の公共建造物の不燃化を図る。 (略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) <b>公共建築物の不燃化</b> 公営住宅、<u>(削除)</u> 学校 <u>(削除)</u> 等の公共建造物の不燃化を図る。 (略)</p>	
	<b>第6章 都市の防災性の向上</b>	<b>第6章 都市の防災性の向上</b>	
	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	
2-6-4	<p><b>市における措置</b></p> <p>(2) 災害対策等に関する土地利用規制 ア 災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 <u>((2)イより転記)</u> イ 宅地造成等の規制 宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p>	<p><b>市における措置</b></p> <p>(2) 災害対策等に関する土地利用規制 ア 災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> イ 宅地造成等の規制 宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。 <u>((2)アへ移行)</u></p>	
	<b>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
2-8-1	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略)</p> <p>また、市は、<u>男女共同参画</u>の視点から、防災担当部局と<u>男女共同参画</u>担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における</p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略)</p> <p>また、市は、<u>ジェンダー平等</u>の視点から、防災担当部局と<u>ジェンダー平等</u>担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-8-3	<p>る連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。 (略)</p> <p><b>4 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機 (略)</p> <p><u>(追記)</u> (略)</p>	<p>調整を行い、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。 (略)</p> <p><b>4 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機 (略)</p> <p><u>ウ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-8-4	<p><b>5 救助・救急等に係る施設・設備等</b> 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>(追記)</u> また、市は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 (略)</p> <p><b>6 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b> (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p><b>5 救助・救急等に係る施設・設備等</b> 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、市は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 (略)</p> <p><b>6 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b> (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																								
	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p><u>の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>まえた修正</p>																								
	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>																									
<p>2-10-1</p>	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="264 504 1093 1026"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 504 1995 1026"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策																									
	<p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p>	<p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p>																									
<p>2-10-2</p>	<p><b>市における措置</b> (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u> <u>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</u> <table border="1" data-bbox="264 1385 1093 1458"> <tr> <td>1 m<sup>2</sup>/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m<sup>2</sup>/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> </table></p>	1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	<p><b>市における措置</b> (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏</p>																				
1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-10-2	<p><u>3㎡/人</u> <u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></p> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u>&lt;新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積&gt;</u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は</u> <u>1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)ウより転記)</u></p> <p>(3) <u>(追記)</u> 福祉避難所の整備 ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略) イ 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。(略)</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u> ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>イ 市は、<u>指定</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)キへ移行)</u></p>	<p>まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-10-3	<p><u>エ</u> 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追加)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 (略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p><u>エ</u> 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 (略)</p> <p><u>カ</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常</p>	<p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 (略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p><u>カ</u> <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテ</p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-10-4	<p>時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>ルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(1) 避難者等の情報把握</u> 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>(2) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	
2-10-7	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (6) 災害ケースマネジメント 市は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (6) 災害ケースマネジメント 市は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p><b>第11章 広域応援・受援体制の整備</b></p>	<p><b>第11章 広域応援・受援体制の整備</b></p>	
	<p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b></p>	<p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b></p>	

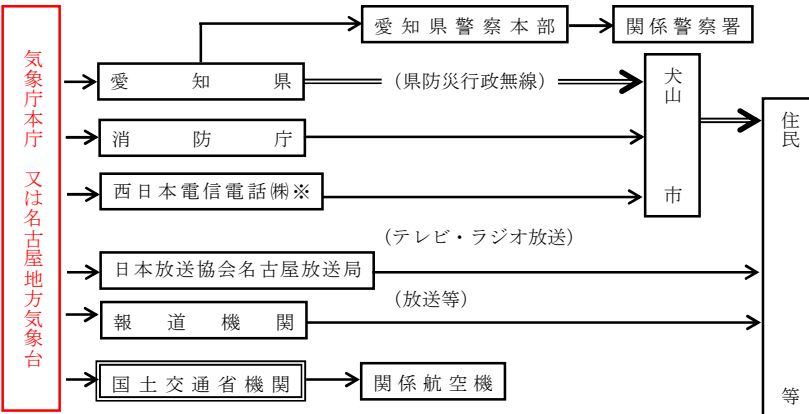
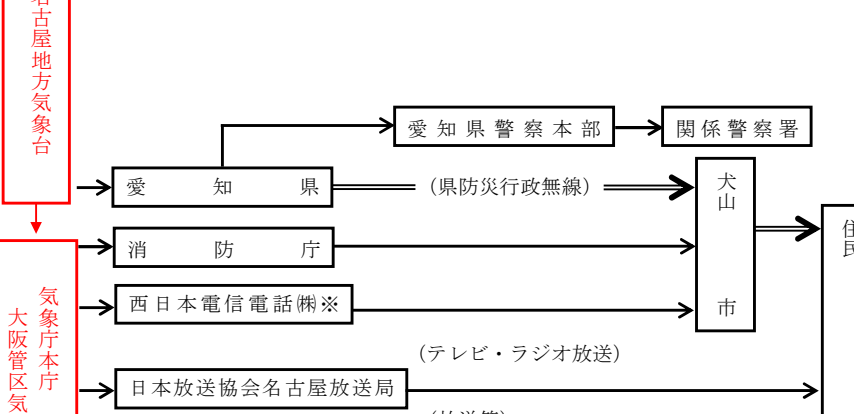
風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-11-2	<p><b>1 市における措置</b> (略) (3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>受援体制の整備</u>に努めるものとする。 <u>(追記)</u> <u>特に</u>、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>(追記)</u></p> <p><u>また</u>、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (略)</p>	<p><b>1 市における措置</b> (略) (3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	<b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	
2-11-3	<p><b>市における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>(追記)</u> (略)</p>	<p><b>市における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
2-12-1	<p><b>■ 基本方針</b> (略) ○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に <u>(追記)</u> 十分配慮するよう努める <u>(追記)</u>。</p>	<p><b>■ 基本方針</b> (略) ○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に <u>加え、多様な性の在り方を尊重し、性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズに十分配慮するよう努める</u> <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
2-12-4	<p><b>市及び名古屋地方気象台等における措置</b> (略) (5) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>(追記)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p><b>市及び名古屋地方気象台等における措置</b> (略) (5) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>	
	<b>第1節 気象警報等の発表、伝達</b>	<b>第1節 気象警報等の発表、伝達</b>	
3-2-1	<p>(略) <b>7 気象警報等の伝達系統</b> (略)</p>	<p>(略) <b>7 気象警報等の伝達系統</b> (略)</p>	伝達系統図の更新

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>  <p>※気象庁から西日本通信電話機には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>  <p>※気象庁から西日本通信電話機には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p>	
	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>	
	<p><b>第3節 広報</b></p>	<p><b>第3節 広報</b></p>	
<p>3-3-11</p>	<p><b>1 防災関係機関の措置</b> (略) (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。<u>(追記)</u> (略)</p>	<p><b>1 防災関係機関の措置</b> (略) (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。<u>なお、相談にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズに配慮し、誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない(アウトティングの禁止)など、プライバシーへの配慮に努めるものとする。</u> (略)</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																																				
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>																																					
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>																																					
3-4-3	<b>1 自衛隊における措置</b> (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>第10特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)</td> <td>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td></td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方總監</td> <td></td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※		<u>第10特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)		第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域	<b>1 自衛隊における措置</b> (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>第6施設群長</u> (豊川駐屯地司令)</td> <td>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td></td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方總監</td> <td></td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※		<u>第6施設群長</u> (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)		第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域	自衛隊の部隊改編に伴う修正
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																					
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																					
	<u>第10特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)																																					
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																					
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																					
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域																																					
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																					
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																					
	<u>第6施設群長</u> (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)																																					
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																					
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																					
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域																																					
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>																																					
3-4-6	<b>1 市における措置</b> (略) (3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	<b>1 市における措置</b> (略) (3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>新物資システム(B-PLo)</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	表記の整理  防災基本計画修正を踏まえた修正																																				
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>																																					
	<b>第1節 救出・救助活動</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b>																																					
3-5-2	(略) <b>2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</b> (1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 <u>(追記)</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地への	(略) <b>2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</b> (1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確	防災基本計画修正を踏まえた修正																																				

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
	アクセス確保等を行うものとする。	保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	
	<b>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
3-6-1	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p> <p>(略)</p>	医療法の改正に伴う修正
	<b>第 2 節 防疫・保健衛生</b>	<b>第 2 節 防疫・保健衛生</b>	
3-6-4	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u></p> <p>(略)</p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正
3-6-5	<p><b>8 応援協力関係</b></p> <p>(10) 県は、必要<u>があると認めるときは</u>、国等に対して J D A T (日本災害歯科支援チーム) の派遣 <u>(追記)</u> 要請を行う。</p>	<p><b>8 応援協力関係</b></p> <p>(10) 県は、必要<u>に応じて</u>、国等に対して J D A T (日本災害歯科支援チーム) の派遣 <u>を要請するものとする。</u></p>	表記の整理
	<b>第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第 1 節 避難所の開設・運営</b>	<b>第 1 節 避難所の開設・運営</b>	
3-9-2	<p>(略)</p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意</p>	<p>(略)</p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>(追記)</u> 避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>オ 避難所運営における女性の参画等                      避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。                      特に、女性専用の物干し場、<u>更衣室</u>、授乳室の設置や <u>(追記)</u> 生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。                      (略)</p>	<p>い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>性別に関わらず利用できるスペースを確保するなど</u>、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。  <u>また、誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない (アウトティングの禁止)、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。</u>  <u>そのため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>オ 避難所運営における女性の参画等                      避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、<u>多様な性の在り方を尊重し、性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズ</u>に配慮するものとする。                      特に、女性専用の物干し場、<u>(削除)</u> 授乳室の設置や<u>男女別トイレのほか男女共用トイレの設置、更衣室や入浴施設は一人ずつ使える時間帯を設ける</u>、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、<u>性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズ</u>に配慮した避難所の運営に努めるものとする。                      (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
3-9-3	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援                      給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応                      避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下</p>	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援                      給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応                      避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>コ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>サ</u> ペットの取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育場所や飼育ルールを飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u> 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、<u>利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u> 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、<u>車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>ス</u> ペットの取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養場所や飼養ルールを飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、</u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u> <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u> <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u> <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p>	<p>指針」を踏 まえた修正</p> <p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p> <p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p> <p>防災基本計 画修正及び 環境省ガイ ドラインを 踏まえた修 正</p> <p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>ス 感染症対策 (略)</p>	<p>(カ) 食料の確保、配食等の状況 (キ) し尿及びごみの処理状況 (ク) 避難者の健康状態 (ケ) 指定避難所の衛生状態</p> <p>ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>タ 感染症対策 (略)</p>	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
3-9-5	<p>(略)</p> <p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)(追記)の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定している<u>ため</u>、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。</p>	表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
3-10-1	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする</u>。</p>	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする</u>。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	
3-13-6	<p><b>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>(追記)</u></p>	<p><b>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
3-13-7	<p>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 県、市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	<p><u>団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 県（防災安全局、総務局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	表記の整理
<b>第 7 節 ライフライン施設の応急復旧</b>		<b>第 7 節 ライフライン施設の応急復旧</b>	
3-13-8	<p><b>県、市町村及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u></b></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>県、市町村及びライフライン事業者等における措置及び空路の活用</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び空路の活用</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
<b>第 22 章 住宅対策</b>		<b>第 22 章 住宅対策</b>	
3-22-1	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>(略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>(略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展開等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																																																		
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災宅地の危険度判定</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>市</td> <td>被災住宅等の調査</td> </tr> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</td> <td>県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構</td> <td>(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>県</td> <td>(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5節 住宅の応急修理</td> <td>県</td> <td>1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 応急修理に関する補助事務</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>市</td> <td>1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施	第2節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ	市	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営	第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請	市	2 応急修理に関する補助事務	第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災宅地の危険度判定</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災宅地の調査</td> <td>市</td> <td>被災住宅等の調査</td> </tr> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</td> <td>県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構</td> <td>(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>県</td> <td>(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5節 住宅の応急修理</td> <td>県</td> <td>1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2 応急修理に関する補助事務</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>市</td> <td>1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施	第2節 被災宅地の調査	市	被災住宅等の調査	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ	市	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営	第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請	市	2 応急修理に関する補助事務	第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求	
区分	機関名	主な措置																																																			
第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施																																																			
第2節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査																																																			
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請																																																			
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ																																																			
	市	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営																																																			
第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請																																																			
	市	2 応急修理に関する補助事務																																																			
第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求																																																			
区分	機関名	主な措置																																																			
第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施																																																			
第2節 被災宅地の調査	市	被災住宅等の調査																																																			
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請																																																			
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ																																																			
	市	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営																																																			
第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請																																																			
	市	2 応急修理に関する補助事務																																																			
第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求																																																			
	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>																																																			
3-22-4	<p><b>1 県及び市における措置</b> (略) (5) 被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 (略)</p>	<p><b>1 県及び市における措置</b> (略) (5) 被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映することや、多様な性の在り方を尊重し、性的少数者を含む多様な人々の視点やニーズに配慮するものとする。 (略)</p>																																																			
	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	<b>第5節 住宅の応急修理</b>																																																			
3-22-4	<b>1 県における措置</b>	<b>1 県における措置</b>																																																			

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	(略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u> (略)	(略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等)</u> (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第1章 復興体制</b>	<b>第1章 復興体制</b>	
4-1-1	■ 基本方針 (略) ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。	■ 基本方針 (略) ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進し、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるように努める。	
	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	
	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	
4-2-1	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>(追記)</u>  (略)	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>  (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
4-2-2	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u>	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>(削除)</u>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	<b>第3節 暴力団等への対策</b>	<b>第3節 暴力団等への対策</b>	
4-2-3	1 警察における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資</u>	1 警察における措置 (1) 暴力団等の動向把握	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p><u>金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による <u>(追記)</u> 不法行為の <u>(追記)</u> 取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入 <u>(追記)</u> を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。</p> <p><u>(3) 暴力団排除に関する広報活動等</u> 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。</p>	<p><u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する <u>(削除)</u>。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
	<p><b>第3章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</b></p>	<p><b>第3章 災害廃棄物等処理対策</b></p>	
4-3-1	<p>■ <b>基本方針</b> 市は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b> 区分 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 (略) 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 (略)</p>	<p>■ <b>基本方針</b> 市は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b> 区分 災害廃棄物等処理対策 (略) 災害廃棄物等処理対策 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b></p>	<p><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b></p>	
	<p><b>第1節 罹災証明書の交付等</b></p>	<p><b>第1節 罹災証明書の交付等</b></p>	
4-4-1	<p>市における措置 (略) <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p>	<p>市における措置 (略) <u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
	<b>第 1 編 総則</b>	<b>第 1 編 総則</b>	
	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	
	<b>第 1 節 防災の基本理念</b>	<b>第 1 節 防災の基本理念</b>	
1-4-1	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は <b>70%~80%</b>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p> <p>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、<b>男女共同参画</b>その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGs の理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は <b>(削除)</b> 80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p> <p>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、<b>ジェンダー平等</b>その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGs の理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</p> <p>(略)</p>	時点修正
	<b>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
1-5-2	<p><b>2 県</b></p> <p>(略)</p> <p><b>愛知県犬山警察</b></p> <p>(略)</p> <p>(13) 緊急通行車両等 <b>(追記)</b> 確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 県</b></p> <p>(略)</p> <p><b>愛知県犬山警察</b></p> <p>(略)</p> <p>(13) 緊急通行車両等<b>の</b>確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
1-5-4	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>(略)</p>	
1-5-7	<p><b>中部地方整備局</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <b>(追記)</b> その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>中部地方整備局</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<b>給水支援</b>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p>	
	<b>第 2 編 災害予防</b>	<b>第 2 編 災害予防</b>	
	<b>第 1 章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第 1 章 防災協働社会の形成推進</b>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																																				
2-1-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) ネットワーク化の推進 1(5) 災害ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市、商工団体等</td> <td>2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) ネットワーク化の推進 1(5) 災害ボランティアセンター		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献		県、市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>消防団</u>・自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) ネットワーク化の推進 1(6) 災害ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市、商工団体等</td> <td>2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み	第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) ネットワーク化の推進 1(6) 災害ボランティアセンター		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献		県、市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み																																					
第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) ネットワーク化の推進 1(5) 災害ボランティアセンター																																					
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																					
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献																																					
	県、市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み																																					
第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) ネットワーク化の推進 1(6) 災害ボランティアセンター																																					
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																					
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献																																					
	県、市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備																																					
	<b>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 <u>消防団</u>、<u>自主防災組織の育成強化</u>・ボランティアとの連携</b>																																					
2-1-2	<p><b>1 市における措置</b> <u>(追記)</u></p> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>(3) 連携体制の確保 (略)</p> <p>(4) ネットワーク化の推移 (略)</p> <p>(5) 災害ボランティアセンター (略)</p>	<p><b>1 市における措置</b> <u>(1) 消防団の充実強化</u></p> <p><u>県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>(4) 連携体制の確保 (略)</p> <p>(5) ネットワーク化の推移 (略)</p> <p>(6) 災害ボランティアセンター (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																				
	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	<b>第2章 建築物等の安全化</b>																																					

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
	<b>第 1 節 建築物の耐震推進</b>	<b>第 1 節 建築物の耐震推進</b>	
2-2-2	<p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>(1) <u>民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進</u> (略)</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> 市は、旧基準住宅を対象に減災化 <u>(追記)</u> 促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</u> ア 普及・啓発 (略)</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、<u>耐震診断費を助成する。</u></p> <p>ウ 市の耐震診断費補助事業への助成 県は、<u>民間の特定既存耐震不適格建築物</u>、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。</p> <p>エ 市の <u>耐震改修費・除却費補助事業</u> への助成 <u>(追記)</u> 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物 <u>(追記)</u> に対する市の <u>耐震改修費・除却費</u> 補助事業に助成するものとする。 (略)</p> <p><b>5 都市建築物の防災対策</b> (略)</p> <p><u>(2) 地下街の防災対策</u> 地下街に対する防災については、<u>現行消防法で規定されている消防用設備等の完全設置及び適正な維持管理、総括防火管理者を中心とする自衛消防組織の確立並びに消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行を推進するものとする。</u> (略)</p>	<p><b>4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</b></p> <p>(1) <u>住宅の耐震化の促進</u> (略)</p> <p>(2) <u>住宅の減災化の促進</u> 市は、旧基準住宅を対象に減災化の促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</p> <p>(3) <u>建築物の耐震化の促進</u> ア 普及・啓発 (略)</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断への助成 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、<u>耐震診断費補助事業を実施するものとする。</u></p> <p>ウ 市の耐震診断費補助事業への助成 県は、<u>特定既存耐震不適格建築物</u>や防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。</p> <p>エ 市の <u>耐震改修費補助事業</u> への助成 <u>県は</u>、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物 <u>や特定既存耐震不適格建築物</u> に対する市の <u>耐震改修、除却</u> の補助事業に助成するものとする。 (略)</p> <p><b>5 都市建築物の防災対策</b> (略)</p> <p><u>(削除)</u> (略)</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p> <p>補助制度の 拡充に伴う 修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>補助制度の 拡充に伴う 修正</p>
	<b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b>	<b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b>	
2-2-9	<p>(略)</p> <p><b>6 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信</p>	<p>(略)</p> <p><b>6 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信</p>	<p>防災基本計</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
	<p><u>(追記)</u> (略)</p>	<p><u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> (略)</p>	<p>画修正を踏 まえた修正</p>
	<p><b>第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b></p>	<p><b>第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b></p>	
	<p><b>第 3 節 宅地造成 <u>(追記)</u> の規制誘導</b></p>	<p><b>第 3 節 宅地造成等の規制誘導</b></p>	
<p>2-5-2</p>	<p><b>県及び市における措置</b> (1) <u>宅地造成工事規制区域</u> 県及び市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、<u>災害防止のため必要な規制を行う。</u> (略)</p>	<p><b>県及び市における措置</b> (1) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u> 県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、<u>その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。</u> 県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、<u>災害防止のため必要な規制を行う。</u> (略)</p>	<p>令和 7 年 5 月 9 日に区 域指定し、 盛土規制法 による規制 を開始した ことによる 修正</p>
	<p><b>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	<p><b>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	
<p>2-6-1</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 <b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (略) (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、市は、<u>男女共同参画</u>の視点から、防災担当部局と<u>男女共同参画</u>担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。 (略)</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 <b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (略) (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、市は、<u>ジェンダー平等</u>の視点から、防災担当部局と<u>ジェンダー平等</u>担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。 (略)</p>	
<p>2-6-3</p>	<p><b>2 消防機関（市）における措置</b> <u>(追記)</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消</p>	<p><b>2 消防機関（市）における措置</b> <u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、</u>消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯</p>	<p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
2-6-4	<p>火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防災情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>4 救助・救急に係る施設・設備等</b></p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防災情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>4 救助・救急に係る施設・設備等</b></p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-6-5	<p><b>6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水 (ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水 (ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																								
		(略)																									
	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>																									
2-8-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 日本語で情報が得にくい人に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策																									
	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>																									
2-8-2	<p>市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に</u> <u>対応できるスペースを確保するものとする。</u> <u>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>1㎡/人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>2㎡/人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>3㎡/人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p>	<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<p>市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた</u> <u>取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> <u>(削除)</u></p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正																		
<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>																										
<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>																										
<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>																										

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
2-8-3	<p><u>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</u>  <u>一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は</u>  <u>1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u>                      エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>（略）  <u>（3）ウより転記）</u></p> <p>（3）<u>（追記）</u> 福祉避難所の整備                      ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>（追記）</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略）                      イ 市は、<u>（追記）</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略）  <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u>  <u>エ</u> 市は、<u>（追記）</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>（追記）</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。  <u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>（追記）</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配</p>	<p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>（略）  <u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u>                      （3）<u>指定福祉避難所の指定</u>                      ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略）                      イ 市は、<u>指定</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。                      （略）  <u>（2）キへ移行）</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。  <u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>慮者が、避難が必要となった際に <u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追記)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
		<p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じ</u> <u>て実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう</u> <u>事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や</u> <u>優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検</u> <u>討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け</u> <u>入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、</u> <u>在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を</u> <u>設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合</u> <u>に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのス</u> <u>ペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努め</u> <u>るものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の</u> <u>広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>画修正を踏 まえた修正</p> <p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p>
	<b>第 2 節 要配慮者支援対策</b>	<b>第 2 節 要配慮者支援対策</b>	
2-8-4	<p><b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (略)</p> <p>(5) 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p><b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (略)</p> <p>(5) 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p>
	<b>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	
	<b>第 2 節 消防力の整備強化</b>	<b>第 2 節 消防力の整備強化</b>	
2-9-2	<p><b>市における措置</b> (略)</p> <p>(1) 消防力の整備強化</p> <p>市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>市における措置</b> (略)</p> <p>(1) 消防力の整備強化</p> <p>市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援</u></p>	<p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
		<u>体制の整備に努めるものとする。</u> (略)	
	<b>第 10 章 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第 10 章 広域応援・受援体制の整備</b>	
	<b>第 1 節 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第 1 節 広域応援・受援体制の整備</b>	
2-10-2	<p><b>1 市における措置</b> (略) (3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努めるものとする。 <u>(追記)</u> <u>特に</u>、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>(追記)</u> <u>また</u>、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b> (略) (3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	<b>第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	
2-10-3	<p><b>1 市における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p><b>1 市における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	(略)	<u>び普及を図るものとする。</u> (略)	
	<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>	
	<b>市における措置</b> (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、 <u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	<b>市における措置</b> (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	表記の整理
	<b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
2-11-1	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に <u>(追記)</u> 十分配慮するよう努める <u>(追記)</u> 。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。 (略)	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に <u>加え、多様な性の在り方を尊重し、性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズに十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
2-11-5	<b>市及び名古屋地方気象台等における措置</b> (略) (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメン	<b>市及び名古屋地方気象台等における措置</b> (略) (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等	防災基本計画修正を踏まえた修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																																																																																																																																																																		
	ト等の <u>(追記)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。																																																																																																																																																																			
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>																																																																																																																																																																			
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>																																																																																																																																																																			
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>																																																																																																																																																																			
3-3-4	<b>5 被害状況の照会・共有</b> (略)	<b>5 被害状況の照会・共有</b> (略)																																																																																																																																																																			
	県(防災安全局・災害情報センター)及び消防庁への連絡先	県(防災安全局・災害情報センター)及び消防庁への連絡先																																																																																																																																																																			
3-3-5	<県への連絡先>	<県への連絡先>																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平時</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">本庁舎2階 防災安全局内</td> <td colspan="3">自治センター6階 災害情報センタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤務時間</td> <td rowspan="2">NTT</td> <td>052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防防災課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)</td> <td>052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)</td> <td>052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTTFAX</td> <td>052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6991 (1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td>052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内</td> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)</td> <td>600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)</td> <td>600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線(FAX)</td> <td>600-1510</td> <td>600-1514</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間外</td> <td>NTT</td> <td>052-954-6844 (宿日直室)</td> <td colspan="3">上記勤務時間内の欄に同じ</td> </tr> <tr> <td>NTTFAX</td> <td>052-954-6995 (宿日直室)</td> <td colspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)</td> <td colspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>無線(FAX)</td> <td>600-4695(宿日直室)</td> <td colspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">e-mail</td> <td colspan="5">saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td colspan="5">sginfo@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>防災webメール</td> <td colspan="5">aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>防災webメール</td> <td colspan="5">kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)</td> </tr> </tbody> </table>		平時	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第		本庁舎2階 防災安全局内		自治センター6階 災害情報センタ			勤務時間	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防防災課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)		(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)					NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6991 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		内	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		無線(FAX)	600-1510	600-1514		勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ			NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)	同上			防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)	同上			無線(FAX)	600-4695(宿日直室)	同上			e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					sginfo@pref.aichi.lg.jp					防災webメール	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平時</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">本庁舎2階 防災安全局内</td> <td colspan="3">自治センター6階 災害情報センタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤務時間</td> <td rowspan="2">NTT</td> <td>052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防防災課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)</td> <td>052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)</td> <td>052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTTFAX</td> <td>052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6991 (1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td>052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内</td> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)</td> <td>600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)</td> <td>600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線(FAX)</td> <td>600-1510</td> <td>600-1514</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間外</td> <td>NTT</td> <td>052-954-6844 (宿日直室)</td> <td colspan="3">上記勤務時間内の欄に同じ</td> </tr> <tr> <td>NTTFAX</td> <td>052-954-6995 (宿日直室)</td> <td colspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)</td> <td colspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>無線(FAX)</td> <td>600-4695(宿日直室)</td> <td colspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">e-mail</td> <td colspan="5">saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td colspan="5">sginfo@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>防災webメール</td> <td colspan="5">aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>防災webメール</td> <td colspan="5">kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)</td> </tr> </tbody> </table>		平時	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第		本庁舎2階 防災安全局内		自治センター6階 災害情報センタ			勤務時間	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防防災課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)		(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)					NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6991 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		内	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		無線(FAX)	600-1510	600-1514		勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ			NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)	同上			防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)	同上			無線(FAX)	600-4695(宿日直室)	同上			e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					sginfo@pref.aichi.lg.jp					防災webメール	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					
	平時	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第																																																																																																																																																																
	本庁舎2階 防災安全局内		自治センター6階 災害情報センタ																																																																																																																																																																		
勤務時間	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防防災課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)																																																																																																																																																																	
		(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)																																																																																																																																																																			
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6991 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107																																																																																																																																																																		
内	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)																																																																																																																																																																	
		無線(FAX)	600-1510	600-1514																																																																																																																																																																	
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ																																																																																																																																																																		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)	同上																																																																																																																																																																		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)	同上																																																																																																																																																																		
	無線(FAX)	600-4695(宿日直室)	同上																																																																																																																																																																		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																				
	sginfo@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																				
防災webメール	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp																																																																																																																																																																				
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)																																																																																																																																																																				
	平時	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第																																																																																																																																																																
	本庁舎2階 防災安全局内		自治センター6階 災害情報センタ																																																																																																																																																																		
勤務時間	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防防災課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総務部総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5306~5307 (総務部渉外班) 内線 5314~5316 (総務部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部情報班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部業務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)																																																																																																																																																																	
		(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)																																																																																																																																																																			
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6991 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107																																																																																																																																																																		
内	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)																																																																																																																																																																	
		無線(FAX)	600-1510	600-1514																																																																																																																																																																	
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ																																																																																																																																																																		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)	同上																																																																																																																																																																		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)	同上																																																																																																																																																																		
	無線(FAX)	600-4695(宿日直室)	同上																																																																																																																																																																		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																				
	sginfo@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																				
防災webメール	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp																																																																																																																																																																				
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)																																																																																																																																																																			

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																																
	<b>第3節 広報</b>	<b>第3節 広報</b>																																	
3-3-8	<p><b>1 防災関係機関の措置</b> (略)</p> <p>(2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。<u>(追記)</u></p>	<p><b>1 防災関係機関の措置</b> (略)</p> <p>(2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。<u>なお、相談にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズに配慮し、誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない(アウトティングの禁止)など、プライバシーへの配慮に努めるものとする。</u></p>																																	
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>																																	
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>																																	
3-4-3	<p><b>1 自衛隊における措置</b> (略)</p> <p>(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td>第10特科連隊長 (豊川駐屯地司令)</td> <td>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、 河南部)</td> </tr> <tr> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監</td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※	第10特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、 河南部)	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	<p><b>1 自衛隊における措置</b> (略)</p> <p>(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td>第6施設群長 (豊川駐屯地司令)</td> <td>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、 河南部)</td> </tr> <tr> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監</td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、 河南部)	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	自衛隊の部隊改編に伴う修正
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																	
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																	
	第10特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、 河南部)																																	
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																	
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																	
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域																																	
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																	
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																	
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、 河南部)																																	
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																	
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																	
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域																																	
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>																																	
3-4-7	<p>(略)</p> <p><b>2 防災活動拠点の確保等</b> (略)</p> <p>物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>2 防災活動拠点の確保等</b> (略)</p> <p>物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人</u></p>	表記の整理  防災基本計																																

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	(略)	<u>員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (略)	画修正を踏まえた修正
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>第1節 救出・救助活動</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b>	
3-5-2	(略) <b>2 中部地方整備局における措置</b> 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 <u>(追記)</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	(略) <b>2 中部地方整備局における措置</b> 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
3-7-1	<b>■ 基本方針</b> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。 (略)	<b>■ 基本方針</b> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>災害看護コーディネーター</u> 、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。 (略)	医療法の改正に伴う修正
	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	
3-7-4	<b>1 市における措置</b> (略) (2) 防疫活動 (略) ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。 (略)	<b>1 市における措置</b> (略) (2) 防疫活動 (略) ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u> (略)	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正
3-7-6	<b>8 応援協力関係</b>	<b>8 応援協力関係</b>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p>(略)</p> <p>(10) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT (日本災害歯科支援チーム) の派遣 <u>(追記)</u> 要請するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(10) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT (日本災害歯科支援チーム) の派遣 <u>を</u> 要請するものとする。</p>	表記の整理
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
3-10-2	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>(追記)</u> 避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p> <p>オ 避難所運営における女性の参画等</p> <p>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p> <p>特に、女性専用の物干し場、<u>更衣室</u>、授乳室の設置や<u>(追記)</u> 生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>性別に関わらず利用できるスペースを確保するなど</u>、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p><u>また、誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない (アウトティングの禁止)、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。</u></p> <p><u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>オ 避難所運営における女性の参画等</p> <p>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、<u>多様な性の在り方を尊重し、性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズ</u>に配慮するものとする。</p> <p>特に、女性専用の物干し場、<u>(削除)</u> 授乳室の設置や<u>男女別トイレのほか男女共用トイレの設置、更衣室や入浴施設は一人ずつ使える時間帯を設ける</u>、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、<u>性的少数者を含めた多様な人々の視点やニーズ</u>に配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
3-10-3	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p>	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
	<p><u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 在宅避難者等の支援拠点</p> <p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>サ 車中泊避難を行うためのスペース</p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p>ス ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
	<p><u>(追記)</u></p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>ス 感染症対策 (略)</p> <p>セ 車中泊避難者への配慮 (略)</p>	<p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u>  <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>  <u>(ア) プライバシーの確保状況</u>  <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u>  <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u>  <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u>  <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u>  <u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u>  <u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u>  <u>(ク) 避難者の健康状態</u>  <u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u>  <u>ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> (略)</p> <p>タ 感染症対策 (略)</p> <p>チ 車中泊避難者への配慮 (略)</p>	<p>正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
3-10-4	<p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DCAT)</u> の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定している<u>ため</u>、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(D WAT)</u> や<u>災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
3-11-1	<p><b>■ 基本方針</b> (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする。</u></p>	<p><b>■ 基本方針</b> (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考																																																																
		の実情を考慮するとともに、 <u>要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>																																																																	
	<b>第14章 ライフライン施設などの応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設などの応急対策</b>																																																																	
	<b>第7節 ライフライン施設の応急復旧</b>	<b>第7節 ライフライン施設の応急復旧</b>																																																																	
3-14-9	<b>市及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u></b> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追記)</u>	<b>市及びライフライン事業者等における措置 <u>及び空路の活用</u></b> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																																																
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>																																																																	
3-15-1	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 (略) <b>■ 主な機関の応急活動</b> <table border="1" data-bbox="264 922 819 1390"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>《応急危険度判定 <u>(追記)</u>の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施</td> <td>《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 →</td> <td>○相談窓口の開設</td> <td>○一時入居の開始</td> </tr> <tr> <td>《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保</td> <td>○相談窓口の開設</td> <td>○一時入居の開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅供給公社・都市再生機構</td> <td>○応接協力の要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請</td> <td></td> <td>○建設用地の確保</td> <td>○建設用地の確保</td> </tr> <tr> <td>《住宅の応急修理》 ○障害物の除去</td> <td></td> <td>○入居者の選定・運営管理</td> <td>○入居者の選定・運営管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○応急修理の実施の補助</td> <td>○応急修理の実施の補助</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	《応急危険度判定 <u>(追記)</u> の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施	《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 →	○相談窓口の開設	○一時入居の開始	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保	○相談窓口の開設	○一時入居の開始		住宅供給公社・都市再生機構	○応接協力の要請				《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請		○建設用地の確保	○建設用地の確保	《住宅の応急修理》 ○障害物の除去		○入居者の選定・運営管理	○入居者の選定・運営管理				○応急修理の実施の補助	○応急修理の実施の補助	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 (略) <b>■ 主な機関の応急活動</b> <table border="1" data-bbox="1122 922 1677 1390"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>《応急危険度判定 <u>及び被災宅損傷度判定</u>の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施</td> <td>《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 →</td> <td>○相談窓口の開設</td> <td>○一時入居の開始</td> </tr> <tr> <td>《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保</td> <td>○相談窓口の開設</td> <td>○一時入居の開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅供給公社・都市再生機構</td> <td>○応接協力の要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請</td> <td></td> <td>○建設用地の確保</td> <td>○建設用地の確保</td> </tr> <tr> <td>《住宅の応急修理》 ○障害物の除去</td> <td></td> <td>○入居者の選定・運営管理</td> <td>○入居者の選定・運営管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○応急修理の実施の補助</td> <td>○応急修理の実施の補助</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	《応急危険度判定 <u>及び被災宅損傷度判定</u> の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施	《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 →	○相談窓口の開設	○一時入居の開始	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保	○相談窓口の開設	○一時入居の開始		住宅供給公社・都市再生機構	○応接協力の要請				《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請		○建設用地の確保	○建設用地の確保	《住宅の応急修理》 ○障害物の除去		○入居者の選定・運営管理	○入居者の選定・運営管理				○応急修理の実施の補助	○応急修理の実施の補助	防災基本計画修正を踏まえた修正
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																															
市	《応急危険度判定 <u>(追記)</u> の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施	《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 →	○相談窓口の開設	○一時入居の開始																																																															
	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保	○相談窓口の開設	○一時入居の開始																																																																
住宅供給公社・都市再生機構	○応接協力の要請																																																																		
	《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請		○建設用地の確保	○建設用地の確保																																																															
	《住宅の応急修理》 ○障害物の除去		○入居者の選定・運営管理	○入居者の選定・運営管理																																																															
			○応急修理の実施の補助	○応急修理の実施の補助																																																															
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																															
市	《応急危険度判定 <u>及び被災宅損傷度判定</u> の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施	《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 →	○相談窓口の開設	○一時入居の開始																																																															
	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保	○相談窓口の開設	○一時入居の開始																																																																
住宅供給公社・都市再生機構	○応接協力の要請																																																																		
	《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請		○建設用地の確保	○建設用地の確保																																																															
	《住宅の応急修理》 ○障害物の除去		○入居者の選定・運営管理	○入居者の選定・運営管理																																																															
			○応急修理の実施の補助	○応急修理の実施の補助																																																															
	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>																																																																	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
3-15-4	<p><b>1 県及び市における措置</b> (略) (5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ウ 管理運営 (略) (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映<u>できるよう</u>配慮するものとする。(略)</p>	<p><b>1 県及び市における措置</b> (略) (5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ウ 管理運営 (略) (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映<u>することや、多様な性の在り方を尊重し、性的少数者を含む多様な人々の視点やニーズに</u>配慮するものとする。(略)</p>	
<b>第5節 住宅の応急修理</b>			
3-15-5	<p><b>1 県における措置</b> (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<u>(追記)</u> (略)</p>	<p><b>1 県における措置</b> (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<u>(ブルーシートの展張等)</u> (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
<b>第4編 災害復旧・復興</b>			
<b>第1章 復興体制</b>			
4-1-1	<p><b>■ 基本方針</b> (略) ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進<u>する</u>。</p>	<p><b>■ 基本方針</b> (略) ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進<u>し、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるように努める</u>。</p>	
<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>			
<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>			
4-2-1	<p><b>1 各施設管理者における措置</b> 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p>	<p><b>1 各施設管理者における措置</b> 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
4-2-2	<p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>
<b>第3節 暴力団等への対策</b>		<b>第3節 暴力団等への対策</b>	
4-2-3	<p><b>1 警察における措置</b></p> <p>(1) 暴力団等の動向把握</p> <p><u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p><u>暴力団等による(追記)不法行為の(追記)取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入(追記)を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p><u>(3) 暴力団排除に関する広報活動等</u></p> <p><u>暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。</u></p>	<p><b>1 警察における措置</b></p> <p>(1) 暴力団等の動向把握</p> <p><u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p><u>暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携(削除)し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する(削除)。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
<b>第3章 災害廃棄物(追記)処理対策</b>		<b>第3章 災害廃棄物等処理対策</b>	
4-3-1	<p>■ 基本方針</p> <p>○市は、被災状況に即した災害廃棄物<u>(追記)</u>の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物<u>(追記)</u>処理対策</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○市は、被災状況に即した災害廃棄物<u>等</u>の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物<u>等</u>処理対策</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025 年 2 月修正)	修正 (2026 年 2 月修正)	備考
	主な措置 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理実行計画の策定 (略)	主な措置 災害廃棄物 <u>等</u> 処理実行計画の策定 (略)	
	<b>第 5 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	<b>第 5 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	
5-1-1	(略) <b>2. 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合の対応</b> (略) <b>3 住民への周知・呼びかけ</b> (略) また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続 (事前避難) 等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え <u>を再確認する</u> 等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。 (略)	(略) <b>2. 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合の対応</b> (略) <b>3 住民への周知・呼びかけ</b> (略) また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続 (事前避難) 等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え <u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u> 等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。	表記の整理
5-1-2	<b>4 避難対策等</b> (1) 地域住民等の避難行動等 (略) 日頃からの地震への備え <u>を再確認する</u> 等防災対応をとる旨を呼びかける。 (略)	<b>4 避難対策等</b> (1) 地域住民等の避難行動等 (略) 日頃からの地震への備え <u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u> 等防災対応をとる旨を呼びかける。	表記の整理
5-1-4	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合の対応</b> (略) <b>3 住民への周知・呼びかけ</b> 日頃からの地震への備え <u>を再確認する</u> 等防災対応をとる旨を呼びかける。	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合の対応</b> (略) <b>3 住民への周知・呼びかけ</b> 日頃からの地震への備え <u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u> 等防災対応をとる旨を呼びかける。	表記の整理
	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	



地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年2月修正)	修正 (2026年2月修正)	備考
4-8	(略) イ 緊急輸送車両の確認 <u>届出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急 <u>通行</u> 車両確認申出書」を県又は県公安委員会 ( <u>追記</u> ) の事務担当部局等に提出するものとする。	(6) 緊急輸送車両の確認 (略) イ 緊急輸送車両の確認 <u>申出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急 <u>輸送</u> 車両確認申出書」を県又は県公安委員会 ( <u>県警察</u> ) の事務担当部局等に提出するものとする。	負担法改正に伴う修正
<b>第6節 バス</b>		<b>第6節 バス</b>	
別紙 4-10	<b>1 路線バス事業者における措置</b> (略) (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、 <u>サイレン</u> 、標識等による情報収集に努めるものとする。 (略)	<b>1 路線バス事業者における措置</b> (略) (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、 <u>(削除)</u> 標識等による情報収集に努めるものとする。 (略)	
<b>第13節 緊急輸送</b>		<b>第13節 緊急輸送</b>	
別紙 4-16	(略) <b>5 緊急輸送車両の<u>事前届出</u>及び確認</b> (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察 <u>本部</u> )へ緊急輸送車両の確認 <u>届出</u> を行うこととする。	(略) <b>5 緊急輸送車両の<u>(削除)</u> 確認</b> (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察 <u>(削除)</u> )へ緊急輸送車両の確認 <u>申出</u> を行うこととする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	
	<b>第4節 災害の想定</b>	<b>第4節 災害の想定</b>	
1-1-3	(略) (2) 原子力災害 (略) 表中 <u>運転中 (82.6万kW)</u> (美浜発電所3号機 状況) <u>定期検査中</u> (大飯発電所3号機 状況) <u>運転中 (87.0万kW)</u> (高浜発電所3号機 状況) <u>定期検査中</u> (高浜発電所4号機 状況) (略)	(略) (2) 原子力災害 (略) 表中 <u>定期点検中</u> (美浜発電所3号機 状況) <u>運転中 (118.0万kW)</u> (大飯発電所3号機 状況) <u>定期点検中</u> (高浜発電所3号機 状況) <u>運転中 (87.0万kW)</u> (高浜発電所4号機 状況) (略)	時点修正
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
3-1-1	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと <u>ウイルスの</u> 感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ <u>(削除)</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと <u>(削除)</u> 感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正